2026年11月13日

株式会社Wisdom　御中

融資証明書

株式会社三井住友銀行（以下、「弊行」といいます。）は、貴社に対し、貴社が計画中である(a)ワタミ株式会社（以下、「対象会社」といいます。）の普通株式の全て（但し、(i)株式会社乾為天（以下、「本資産管理会社」といいます。）及びサントリー株式会社（以下、「本種類株主」といいます。）が保有する対象会社の普通株式の全部並びに(ii)対象会社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）の取得を目的とする金融商品取引法及び関連法令に基づく公開買付け（以下、「本公開買付」といいます。）により、対象会社の普通株式を取得し、その後、(b)対象会社が、DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合（以下、「DBJ 飲食・宿泊支援ファンド」といいます。）の保有する対象会社のA種優先株式の全部を、本A種優先株式投資契約（DBJ飲食・宿泊支援ファンド）（別紙2の末尾において定義します。）に基づき取得し（以下、「本自己株式取得」といいます。）、(c)株式併合を利用する方法により、貴社、本資産管理会社及び本種類株主のみを対象会社の株主とし、(d)吸収分割を利用する方法により本資産管理会社の保有する対象会社の普通株式を貴社に承継させ、(e)株式交換を利用する方法により、貴社のみを対象会社の株主とすることを通じて、渡邉美樹氏が主体的に実施する一連のMBO（マネジメント・バイアウト）取引（以下、上記(a)乃至(e)を総称して「本買収」といい、上記(c)を「本スクイーズアウト手続」といいます。）における、(i)本公開買付に必要な普通株式の購入資金、並びにこれらに付随する公租公課及び諸経費の支払資金、(ii)本自己株式取得に関連してDBJ飲食・宿泊支援ファンドに対して交付される現金・付随する諸経費の支払資金、(iii)本スクイーズアウト手続に関連して対象会社の株主に対して交付される現金・付随する諸経費の支払資金、(iv)対象会社グループ会社（別紙2の末尾において定義します。以下同じです。）の既存借入金（別紙2の末尾において定義します。以下同じです。）及び既存借入金（本資産管理会社）（別紙2の末尾において定義します。以下同じです。）の返済資金の貸付を行う場合の貸付資金、並びに(v)その他、本買収に付随又は関連して発生する諸経費の支払のための資金として、貴社と弊行の間で本融資証明書の日付までに行われてきた協議を踏まえ、別途貴社及び弊行の間で合意する融資条件に基づき、以下の金額を限度として融資（以下、「本融資」といいます。）を行う用意のあることを証明致します。但し、(i)本融資の引受については、別紙1記載の条件が充足されることを条件とし、(ii)本融資の実行については、上記融資条件に則り、弊行が合理的に満足する内容により本融資に係る融資契約書及び担保契約書その他本融資に関連して必要な契約書（以下、「本貸付関連契約」といいます。）が締結され、かつ、別紙2記載の本融資の実行の前提条件及び貴社と弊行の間で本融資証明書の日付までに行われてきた協議を踏まえた上で、本貸付関連契約に定められる条件が充足されることを融資実行の前提条件と致します。

(1) タームローンA貸付：　　9,730百万円

(2) タームローンB貸付：　　12,624百万円

なお、本融資証明書の有効期限は2027年1月21日（但し、本公開買付が2026年11月16日までに開始されない場合には同日）までとし、本融資証明書は有効期限の経過により自動的に失効するものとします。但し、以下のいずれかの場合には、延長後の公開買付期間の最終日を基礎として決定される決済日までを有効期限とする融資証明書を再提出することにつき、弊行は不合理に拒否しないものとします。

(1) 公開買付届出書上の軽微な事項に関する修正等、弊行の与信判断に与える影響が軽微な本公開買付に係る事由に係る訂正届出書の提出に基づき金融商品取引法によって必要とされる延長の場合であって、延長後の公開買付期間の最終日が当初公開買付開始日から起算して60営業日以内のとき。

(2) 貴社の任意による公開買付期間の延長については、弊行の与信判断に与える影響が軽微な本公開買付に係る事由に基づく延長の場合であって、延長後の公開買付期間の最終日が当初公開買付開始日から起算して60営業日以内のとき。

以　上

融資証明書

2026年11月13日

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社三井住友銀行本店法人営業部
部長　林　　大輔

（株式会社三井住友銀行）

別紙 1

本融資の引受条件

(1) 本買収の想定所要資金総額は最大約 75,385 百万円で、本融資による借入金の主たる資金使途は、(i)本公開買付に必要な普通株式の購入資金、並びにこれらに付随する公租公課及び諸経費の支払資金、(ii)本自己株式取得に関連して DBJ 飲食・宿泊支援ファンドに対して交付される現金・付随する諸経費の支払資金、(iii)本スクイーズアウト手続に関連して対象会社の株主に対して交付される現金・付随する諸経費の支払資金、(iv)対象会社グループ会社の既存借入金及び既存借入金（本資産管理会社）の返済資金の貸付を行う場合の貸付資金、並びに(v)その他、本買収に付随又は関連して発生する諸経費の支払のための資金であること。

(2) 2026 年 11 月 12 日（以下、「情報基準日」といいます。）までに貴社から弊行が受領した資料及び情報が、弊行の与信判断に重大な悪影響を与える点において真実かつ正確であり、かかる資料及び情報について、情報基準日の翌日以降、本融資又は本買収について重大な悪影響を与えるような、(i)新たな資料及び情報の追加・判明、(ii)情報基準日時点における資料又は情報に関して、弊行の与信判断に重大な悪影響を与える点において真実性又は正確性を失うような情報の判明、並びに(iii)情報基準日時点における資料に関して、弊行の与信判断に重大な悪影響を与える点において変更又は修正がなされないこと。また、本融資又は本買収に重大な悪影響を与えるような資料又は情報で、情報基準日までに弊行に開示されていないものは存在しないこと。

(3) 弊行において、本貸付関連契約の条件及び内容について最終的な機関決定が得られること。

(4) 本融資の実行に際して本融資証明書別紙 2 記載の本融資の実行の前提条件が充足されることが確実であると合理的に認められること。

(5) 本融資証明書に記載された本融資の金額は、本公開買付における買付価格が普通株式 1 株当たり 1,284 円であることを前提としていること。

(6) 対象会社グループ総体の資産、経営又は財務状態に重大な悪影響を及ぼす事象が存在していないこと。但し、本号に該当する事由が発生した場合又は該当する具体的な虞がある場合には、貴社及び弊行は対応につき誠実に協議する。

(7) 株式会社横浜銀行が本融資証明書と実質的に同等の内容によりタームローン A 貸付 9,730 百万円、タームローン B 貸付 12,624 百万円及びタームローン C 貸付 30,677 百万円の融資取引を引き受けていること。

別紙 2

本融資の実行の前提条件

本公開買付の決済資金の貸付前提条件の概要は、以下のとおりである（定義は本別紙の末尾を参照）。

（以下（※）を付したものについては、貸付人が合理的に満足する内容であることを要する。）

1. 前提条件書類（以下を含む。）の提出。
   (1) 国内の対象会社グループ会社（借入人又は保証人（保証人予定者を含む。）に限る。）及び本資産管理会社に関する以下の書類
      ① 最新の定款の原本証明付写し
      ② 最新の取締役会規則（もしあれば）の原本証明付写し
      ③ 最新の株主名簿の原本証明付写し（対象会社を除く。）
      ④ 最新の株券喪失登録簿（もしあれば）の原本証明付写し（対象会社を除く。）
      ⑤ 最新の新株予約権原簿（もしあれば）の原本証明付写し（対象会社を除く。）
      ⑥ 最新の社債原簿（もしあれば）の原本証明付写し
      ⑦ 最新の履歴事項全部証明書（3 ヶ月以内に取得したものに限る。但し、当該提出日までに行われた商業登記事項であって、履歴事項全部証明書に反映されていないものがあるときは、かかる事項について登記申請を行ったことを証する書面の原本証明付写しを添付することを条件として、かかる事項の反映前の履歴事項全部証明書で足りる。また、かかる事項が商業登記簿に反映され次第速やかにかかる反映後の履歴事項全部証明書を提出するものとする。）
      ⑧ 代表印に係る最新の印鑑証明書（3 ヶ月以内に取得したものに限る。但し、当該提出日までに変更された印鑑記録に係る印鑑又は被証明事項であって、印鑑証明書に反映されていないものがあるときは、当該変更に係る改印届書の最終案の原本証明付写しを添付することを条件として、かかる事項の反映前の印鑑証明書を提出することで足りる。また、かかる事項が印鑑記録に反映され次第速やかにかかる反映後の印鑑証明書を提出する。）
   (2) 本経営者に関する、(i)最新の住民票、運転免許証の原本証明付写しその他の本人確認資料、(ii)最新の印鑑証明書（いずれも 3 ヶ月以内に取得したものに限る。）
   (3) 借入人及び第 1 回タームローン貸付実行日時点における物上保証人の署名・印鑑の届出書
   (4) 本関連契約（貸付人が当事者であるもの及び本貸付契約締結日時点で締結済みの許容 ICL 契約を除く。）の原本証明付写し（但し、金銭消費貸借契約に該当するものその他印紙の貼付が必要となるものは単なる写しで足りるものとする。）（※）
   (5) 本関連契約（対象会社グループ会社及び本資産管理会社が当事者となるものに限るが、

本貸付契約締結日時点で締結済みの許容 ICL 契約を除く。）の締結及び履行を承認した対象会社グループ会社及び本資産管理会社の取締役会議事録（取締役会設置会社ではない場合、取締役決定書、株主総会議事録その他権限ある機関による決定を証する書面）の原本証明付写し又はその抄本

(6) 本公開買付の実施を承認した借入人の取締役会議事録（取締役会設置会社ではない場合、取締役決定書、株主総会議事録その他権限ある機関による決定を証する書面）の原本証明付写し

(7) 本公開買付に賛同する旨の対象会社の取締役会議事録の原本証明付写し（なお、対象会社の取締役会が特別委員会に諮問を行った場合は、当該特別委員会の答申の内容を確認できる書面を添付する。）

(8) 本公開買付開示資料の写し（但し、当該開示資料の開示を、EDINET により行った場合には、当該開示を行っている旨をエージェント及びエージェントを通じて全貸付人に通知することをもって、当該開示資料の写しの提出に代えることができる。）

(9) 借入人において実施済みの、又は借入人が保有している、対象会社グループ会社に関する本買収についての企業監査に関する最終報告書の写し

(10) 借入人の法律顧問による法律意見書（※）

(11) 本資産管理会社の法律顧問による法律意見書（※）

(12) 借入人における本公開買付の買付価格の検討資料の写し

(13) 当初プロジェクションの写し

(14) 対象会社及び国内の対象会社子会社（保証人（保証人予定者を含む。）に限る。）に関する直近 3 期分の単体（対象会社については単体及び連結）の計算書類等の原本証明付写し（但し、当該財務諸表について、EDINET により開示した場合には、当該開示を行っている旨をエージェント及びエージェントを通じて全貸付人に通知することをもって、当該財務諸表の提出に代えることができる。）（提出可能なものに限り、該当する書類を本貸付契約において特定する。）

(15) 対象会社及び国内の対象会社子会社（保証人（保証人予定者を含む。）に限る。）に関する直近3期分の税務申告書（法人税に係るものに限る。）の原本証明付写し（提出可能なものに限り、該当する書類を本貸付契約において特定する。）

(16) 本ストラクチャー・ダイアグラム

(17) 本ファンズ・フロー・ステートメント

(18) 本重要契約の原本証明付写し（但し、印紙の貼付が必要となるものは単なる写しで足りるものとする。）

(19) 貸付人が合理的に満足する、第 17 項の充足を合理的に確認することができる資料

(20) 独占禁止法上の事前届出書及び待機期間の満了を確認することのできる書面の原本証明付写し（但し、必要な場合に限る。）

(21) 借入人の代表取締役による証明書

(22) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき提出が要求される書類（取引時確認

書類）

(23) その他貸付人が合理的に要求し、借入人と誠実に協議の上で本貸付契約で規定する書類

2. 別途本貸付契約で定める借入申込書が提出され、当該借入申込書が所定の要件を満たしていること。
3. 貸付不能事由が生じておらず、貸付人の貸付義務が免除されていないこと。
4. 金銭消費貸借の全部又は一部の解除の不存在。
5. 本貸付契約上の規定に従った所定の預金口座の適法かつ有効な開設・維持。
6. 本関連契約の適法かつ有効な締結・維持（※）。
7. ①第 1 回タームローン貸付実行前に締結されるべき本担保契約の有効な締結・存続、並びに同契約に従った本担保権の取得及び対抗要件の具備又はかかる本担保権の取得及び対抗要件の具備が確実であると貸付人が判断できること、②第 1 回タームローン貸付実行後に締結されるべき本担保契約に従って設定されるべき担保権（もしあれば）についての、当該本担保契約に従った本担保権の設定及び対抗要件の具備（※）が確実であると貸付人が判断できること。
8. 借入人の株式について譲渡制限が付されていないこと、又は、譲渡制限が付されているが、みなし承認規定が定款に規定されていること。
9. 借入人が株券発行会社（会社法第 117 条第 7 項）であること。
10. 本関連契約における各当事者（貸付人及びエージェントを除く。）によりなされた表明・保証が当該表明・保証の時点において全て真実かつ正確であること。但し、表明・保証自体が軽微性、重大性又は重要性による適用除外その他類似の適用除外を受けていない場合には、かかる表明・保証の軽微な違反を除く。
11. 本関連契約の各当事者（貸付人及びエージェントを除く。）が当該本関連契約の規定に違反していないこと。但し、本貸付契約に基づく本ヘッジ取引の実施に係る義務を除く。但し、当該規定自体が軽微性、重大性又は重要性による適用除外その他類似の適用除外を受けていない場合には、当該規定の軽微な違反を除く。
12. 本期限の利益喪失事由及び本潜在的期限の利益喪失事由が発生かつ継続していないこと。
13. 当初プロジェクションの不変更。
14. 渡邉家が本資産管理会社に対して直接に有する議決権の比率が、合計で 100%（希薄化後）であること。本資産管理会社が借入人に対して直接に有する議決権の比率が、100%（希薄化後）であること。対象会社が対象会社子会社に対して直接に有する議決権の比率が、本貸付契約で特定される比率であること。
15. 本ストラクチャー・ダイアグラムにその概要が記載される本買収のストラクチャーの詳細が貸付人に説明され、かかる説明に関する書面が貸付人に提出されていること（※）。当該買収ストラクチャーが多数貸付人の事前の書面による承諾なく変更されていないこと。
16. 本重要契約について、取引の中止若しくは大幅な縮小又は大幅な取引条件の変更が生じておらず、かつ、その具体的な虞も生じていないこと。本重要契約がエージェント及び貸付

人に提出された内容にて有効に存続しており、借入人は、本買収を理由として契約の解除、終了、履行の停止その他契約の効力を法的又は事実上終了させる、又は期限の利益を喪失させる効果を生じる規定を含む本重要契約に関して、当該本重要契約の相手方から本買収につき書面による承諾を取得し、又は当該規定に起因して当該本重要契約若しくはこれに基づく取引を終了させないために必要と貸付人が判断できる合理的な代替措置をとっていること。また、本買収を行うことにつき事前又は事後の通知を要する本重要契約について、当該必要な通知が必要な時点までに行われていること。

17. 2027 年 3 月末日の最終時点における、対象会社グループ会社の預金口座の現預金残高（但し、本貸付契約で特定する預金口座の残高を除く。）が一定金額以上であることが確実であると貸付人が判断できること。
18. 主要経営陣が対象会社の取締役として在任しており、本公開買付の決済日以降も継続して対象会社の取締役として職務を遂行する意思を示していること。
19. 第 1 回タームローン貸付実行日時点における、対象会社グループ会社の既存借入金、既存融資枠及び既存担保権・保証等の不存在（本貸付契約で特定されるものを除く。）。また、第 1 回タームローン貸付実行日の翌営業日中の既存借入金及び既存借入金（本資産管理会社）の返済、既存融資枠の解約並びに既存担保権・保証等及び既存担保権（本資産管理会社）の解除・消滅が確実であると貸付人が判断できること。
20. 対象会社グループ総体の資産、経営又は財務状態に重大な悪影響を及ぼす事象が存在していないこと。
21. 本公開買付に関する以下の事項の確認（※）。
    (1) 本公開買付に関して必要とされる書類の借入人による作成及び提出の適法な授権、許認可の取得。
    (2) 法令等上又は本公開買付に係る撤回事由の不発生・不存続。
    (3) 本公開買付の適法な成立及び結果の公表。
    (4) 本公開買付の公表に先立ちこれに近接した時期における対象会社の株価に軽微でない影響を与える対象会社、借入人、本経営者又は本資産管理会社による合理的根拠に基づかない恣意的な情報開示の不存在。
    (5) 対象会社による本公開買付に関する意見表明に係る意思決定に関する金融庁、証券取引等監視委員会、関東財務局又は金融商品取引所からの法令等又は金融商品取引所規則に違反する具体的な虞がある旨の指摘の不存在（解決済みのものを除く。）。但し、貸付人の与信判断に実質的な悪影響を及ぼさない場合を除く。
    (6) 本公開買付に関連する開示に関する金融庁、証券取引等監視委員会又は関東財務局からの金融商品取引法の規定に違反する具体的な虞がある旨の指摘の不存在（解決済みのものを除く。）。但し、貸付人の与信判断に実質的な悪影響を及ぼさない場合を除く。
    (7) (i)本公開買付の適法性若しくは効力に関する訴訟又は本公開買付に関する開示の規制違反を理由とする金融商品取引法に基づく損害賠償請求訴訟の提起の不存在、(ii)本公開買付又はその開示に関する行政機関又は金融商品取引所による借入人又は対象

会社に対する処分に係る手続の不開始、(iii)これらの具体的な虞の不存在。但し、貸付人の与信判断に実質的な悪影響を及ぼさない場合を除く。

(8) 本公開買付に関する対象会社の意見表明に係る適法な意思決定、及び当該意思決定の適法性（取締役の善管注意義務及び忠実義務の遵守を含む。）に疑義を生じせしめる具体的な事情の不存在。

(9) 対象会社の賛同意見（対象会社の株主が本公開買付に応募することを積極的に推奨することを含む。本号において、以下同じ。）表明の維持及び借入人以外の公開買付者による公開買付けに対する賛同意見の不存在。但し、対象会社の賛同意見表明が撤回等された場合であっても、一定の場合には、借入人及び貸付人は、本号の前提条件の取扱い及び対応につき誠実に協議するものとする。

(10) 本公開買付の開始時における公開買付届出書及び意見表明報告書並びに本公開買付の終了時における本公開買付開示資料の内容についての、貸付人の与信判断に実質的な悪影響を与えない軽微な点を除く実質的な変更の不存在。但し、貸付人の事前の書面による承諾を得た上で変更されたものを除く。

(11) 金融商品取引法第 166 条に定める重要事実及び金融商品取引法第 167 条に定める公開買付け等事実であって、公表されていないものの公表。

(12) 本買収に係る対象会社の意思決定及び遂行にあたり、M&A 指針の趣旨が、実務上可能な限り尊重されていること。

(13) 本公開買付不応募契約に従った不応募とすべき対象会社株式の全部の本公開買付への不応募。

22. （タームローン C 貸付の実行前提条件に限り）借入人が本ヘッジ取引の実施に係る義務を遵守していること。

23. その他貸付人が合理的に求め、借入人と誠実に協議の上で本貸付契約で規定する事項。

本貸付契約における第 1 回タームローン貸付実行日時点における借入人の表明保証事項の概要は、以下のとおりである（定義は本別紙の末尾を参照）。

1. 各対象会社グループ会社に係る適法な設立及び有効な存続、各対象会社グループ会社の設立を争う訴訟等及びその具体的な虞の不存在、並びに各対象会社グループ会社による本関連契約の締結及び履行に必要な権利能力に関する事項（除外事由あり）
2. 対象会社グループ会社に係る本関連契約の締結及び履行に必要な社内手続の完了に関する事項
3. 対象会社グループ会社に係る本関連契約の調印者に対する授権に関する事項
4. 対象会社グループ会社に係る本関連契約の適法性、有効性、法的拘束力及び強制執行可能性に関する事項（除外事由あり）
5. 対象会社グループ会社に係る本関連契約の締結及び履行に必要な政府許認可及び届出並びにその他の法的手続の履践、並びに第三者の同意に関する事項（第三者の同意について除外事由あり）
6. 対象会社グループ会社に係る本関連契約の締結及び履行につき、定款その他の内規、当該対象会社グループ会社又はそれぞれの資産に対し拘束力を有する法令等、契約、判決、決定及び命令への違背・抵触の不存在に関する事項（契約に関する違背・抵触について除外事由あり）
7. 借入人株式に係る譲渡制限の不存在又はみなし承認規定に関する事項
8. 借入人に係る株券発行会社に関する事項
9. 本期限の利益喪失事由及び本潜在的期限の利益喪失事由の不発生・不継続に関する事項
10. 対象会社グループ会社に係る支払停止、支払不能、電子交換所の取引停止処分、株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置並びに倒産手続又は私的整理手続の開始の申立及び倒産手続の開始原因の不存在（本関連契約の締結により上記の各事由に該当する結果にならないことを含む。）に関する事項
11. 対象会社グループ会社に係る計算書類等の正確性に関する事項（除外事由あり）
12. 貸付人に提供した情報の正確性及び十分性並びに当初プロジェクション等の作成の前提の合理性に関する事項（除外事由あり）
13. 対象会社グループ会社の既存借入金、既存融資枠及び既存担保権・保証等の不存在に関する事項（除外事由あり）
14. 借入人における債務（金融債務及び偶発債務を含む。）の不存在及び借入人以外の対象会社グループ会社における金融債務の不存在に関する事項（除外事由あり）
15. 対象会社グループ会社間において実行済みのインターカンパニー・ローンに関する事項
16. 対象会社グループ会社に係る自己又は第三者のための保証、物上保証その他の担保

提供の不存在に関する事項（除外事由あり）

17. 本貸付関連契約上負担する債務の同順位性に関する事項（除外事由あり）

18. 対象会社グループ会社に係る裁判所若しくは行政機関等に係属中の法的手続、訴訟・裁判外紛争処理手続又はこれらの手続に発展する具体的な虞のある紛争の不存在に関する事項（除外事由あり）

19. 対象会社グループ会社に係る税務申告の正確性・適法性に関する事項、及び追徴又は滞納処分が発生する具体的な虞の不存在に関する事項（除外事由あり）

20. 対象会社グループ会社に係る事業継続上必要な行政上の手続、許認可の取得等を行ったこと、及び法令等の違反の不存在に関する事項（除外事由あり）

21. 対象会社グループ会社に係る環境法令等の違反の不存在及び不動産についての土壌汚染その他の環境汚染の不発生に関する事項（除外事由あり）

22. 対象会社グループ会社に係る退職した従業員及び退任した役員に対する債務（退職金・退職年金の引当に関する事項を含む。）に関する事項、労働争議に関する事項及び大幅な人材流出の不存在に関する事項（除外事由あり）

23. 本資産管理会社、本経営者及び対象会社グループ会社の反社会的勢力関与者への非該当性、協力、資金及び取引関係の不存在に関する事項

24. 本資産管理会社、本経営者及び対象会社グループ会社の反社会的行為の不存在に関する事項

25. 担保の有効性及び対抗力に関する事項

26. 本公開買付に関する以下の事項

(1) 本公開買付に関して必要とされる書類の借入人による作成及び提出の適法な授権、許認可の取得。

(2) 法令等上又は本公開買付に係る撤回事由の不発生・不存続。

(3) 本公開買付の適法な成立及び結果の公表。

(4) 本公開買付の公表に先立ちこれに近接した時期における対象会社の株価に軽微でない影響を与える対象会社、借入人、本経営者又は本資産管理会社による合理的根拠に基づかない恣意的な情報開示の不存在。

(5) 対象会社による本公開買付に関する意見表明に係る意思決定に関する金融庁、証券取引等監視委員会、関東財務局又は金融商品取引所からの法令等又は金融商品取引所規則の規定に違反する具体的な虞がある旨の指摘の不存在（解決済みのものを除く。）。但し、貸付人の与信判断に実質的な悪影響を及ぼさない場合を除く。

(6) 本公開買付に関連する開示に関する金融庁、証券取引等監視委員会、関東財務局からの金融商品取引法の規定に違反する具体的な虞がある旨の指摘の不存在（解決済みのものを除く。）。但し、貸付人の与信判断に実質的な悪影響を及ぼさない場合を除く。

(7) (i)本公開買付の適法性若しくは効力に関する訴訟又は本公開買付に関する開示の規制違反を理由とする金融商品取引法に基づく損害賠償請求訴訟の提起の不存在、(ii)本公開買付又はその開示に関する行政機関又は金融商品取引所による借入人又は対象

会社に対する処分に係る手続の不開始、(iii)これらの具体的な虞の不存在。但し、貸付人の与信判断に実質的な悪影響を及ぼさない場合を除く。

(8) 本公開買付に関する対象会社の意見表明に係る適法な意思決定、及び当該意思決定の適法性（取締役の善管注意義務及び忠実義務の遵守を含む。）に疑義を生じせしめる具体的な事情の不存在。

(9) 金融商品取引法第 166 条に定める重要事実及び金融商品取引法第 167 条に定める公開買付け等事実であって、公表されていないものの公表。

(10) 本買収に係る対象会社の意思決定及び遂行にあたり、M&A 指針の趣旨が、実務上可能な限り尊重されていること。

27. 資本関係に関する事項（①渡邉家が本資産管理会社に対して直接に有する議決権の比率が、合計で 100%（希薄化後）であること、②本資産管理会社が借入人に対して直接に有する議決権の比率が、100%（希薄化後）であること、③対象会社が重要グループ会社である対象会社子会社に対して直接に有する議決権の比率が、本貸付契約で特定される比率以上であること）

28. 借入人の単一目的会社性に関する事項

29. 子会社の範囲に関する事項

30. 本関連契約における対象会社グループ会社及び本資産管理会社による本関連契約の義務の遵守並びに当該各契約上の債務不履行事由、期限の利益喪失事由又は潜在的期限の利益喪失事由等の不発生並びに本関連契約における当該各契約の当事者による表明保証事項の正確性及びこれを疑わせる事実の不存在に関する事項（除外事由あり）

31. 本重要契約の内容、違反の不存在、存続及び内容変更等に関する事項（除外事由あり）

32. 対象会社グループ会社が主要な営業を行うため必要とされる資産（有形財産であると無形財産であるとを問わない。）（これらの資産を以下、「本資産」という。）の当該会社の貸借対照表との適合性及び当該資産の状態に関する事項（除外事由あり）

33. 対象会社グループ会社に係る本資産の保有及び使用権原並びに担保の不存在に関する事項（除外事由あり）

34. 対象会社グループ会社に係る知的財産権の使用権原及び第三者に対する又は第三者からの知的財産権の侵害の不存在、並びに本関連契約の締結等による知的財産権又はその使用権原への悪影響の不存在に関する事項（除外事由あり）

35. 対象会社グループ会社に係る本資産の付保に関する事項

36. 対象会社グループ会社が開設・維持が認められている口座の範囲に関する事項

37. 特定融資枠契約法に関する事項

38. 対象会社グループ会社の資産、経営又は財務状態に重大な悪影響を及ぼす事象の不存在に関する事項

39. その他貸付人が合理的に要求し、貸付人及び借入人が誠実に協議した上で、本貸付契約で特定する事項

本貸付契約における第 1 回タームローン貸付実行日時点で適用のある期限の利益喪失事由の概要は、以下のとおりである（定義は本別紙の末尾を参照）。

1. 当然喪失事由：
   (1) 重要グループ会社についての、支払停止、電子交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置
   (2) 重要グループ会社についての倒産手続（特定調停手続を除く。）の開始の申立（治癒期間あり）
   (3) 重要グループ会社についての解散又は主要な事業の廃止（除外事由あり）
   (4) 重要グループ会社が有する預金等への差押等（仮差押に関して治癒期間あり）

2. 請求喪失事由（治癒期間の定めがあるものはその経過）：
   (1) 本貸付関連契約上の支払債務の不履行（治癒期間あり）
   (2) 本貸付関連契約上の表明保証違反（治癒期間及び除外事由あり）
   (3) 本貸付関連契約上のその他の義務違反（治癒期間及び除外事由あり）
   (4) 本関連契約（本貸付関連契約を除く。）の表明保証違反、義務違反等（治癒期間及び除外事由あり）
   (5) 担保目的物を含む保有資産への差押等（仮差押に関して治癒期間あり）
   (6) 金融債務とのクロスデフォルト
   (7) 非金融債務とのクロスデフォルト（除外事由あり）
   (8) 本スキーム抵触事由の発生
   (9) 本買収に関連する、本重要契約における取引の中止又は変更等（除外事由あり）
   (10) 本買収に関連する、対象会社グループ会社における労働争議等の発生・大幅な人材流出（除外事由あり）
   (11) ①監督官庁からの主要な事業に係る業務停止等の業務執行に重大な悪影響を与える処分、②主要な業務の遂行上必要な許認可の喪失・取消又は③事業の違法性を招来する事態・事業遂行を著しく制限する事態の発生（除外事由あり）
   (12) 資本関係（①渡邉家が本資産管理会社に対して直接に有する議決権の比率が、合計で100%（希薄化後）でなくなった場合、②本資産管理会社が借入人に対して直接に有する議決権の比率が、100%（希薄化後）でなくなった場合、③対象会社が重要グループ会社である対象会社子会社に対して直接に有する議決権の比率が、本貸付契約で特定される比率以上でなくなった場合）
   (13) 追徴課税又は潜在的な未払賃金債務その他の偶発債務の顕在化（除外事由あり）
   (14) 監査法人が対象会社グループ会社に係る計算書類等について留保意見を付し又は意見表明を留保した場合（除外事由あり）
   (15) 対象会社グループ会社について、倒産手続の開始原因が生じた場合又は私的整理手続

若しくは特定調停手続に係る申立が行われた場合（除外事由あり）

(16) 重要グループ会社以外の対象会社グループ会社のいずれかについて当然喪失事由のいずれかの事由が発生した場合（除外事由あり）

(17) いずれかの対象会社グループ会社の代表者が所在不明となった場合（除外事由あり）

(18) 主要経営陣が対象会社の取締役でなくなった場合（除外事由あり）

(19) その他、対象会社グループ総体の事業等が著しく悪化し、債権保全の具体的な必要性が客観的に認められる場合

(20) その他貸付人が合理的に要求し、貸付人及び借入人が誠実に協議した上で、本貸付契約で特定する事項

定義一覧

1. エージェント：株式会社横浜銀行をいう。
2. 貸付人：株式会社横浜銀行及び株式会社三井住友銀行を個別に又は総称していう。
3. 貸付不能事由：①天災・戦争・テロの勃発、②電気・通信・各種決済システムの不通・障害、③東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行い得ない事由、及び④その他上記①乃至③に準じる貸付人の責によらない事由のうち、これにより本貸付契約に基づく貸付の実行が客観的に不可能となったと多数貸付人（多数貸付人による意思結集が困難な場合はエージェント）が判断するものをいう。
4. 借入人：株式会社 Wisdom をいう。
5. 監査法人：公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号、その後の改正を含む。）第 1 条の 3 第 3 項に定義される監査法人であって、本貸付契約に基づき監査又は監査法人によるレビュー済の書面の提出が義務付けられる場合に係る監査又はレビューを行う者をいう。
6. 既存借入金：対象会社グループ会社に関して、第 1 回タームローン貸付実行時点で存在する本関連契約に基づかない一切の金融債務（リース債務及び割賦債務並びに本貸付契約で特定されるものを除くが、手形割引枠、電子記録債権の割引枠、社債並びに当座貸越枠及びコミットメントラインに基づく借入債務を含む。）をいう。
7. 既存借入金（本資産管理会社）：本貸付契約で特定する本資産管理会社の借入債務をいう。
8. 既存担保権・保証等：第 1 回タームローン貸付実行時点で存在する本関連契約に基づかず対象会社グループ会社が提供した一切の担保及び保証（経営指導念書又はそれに類するものを含むが、先取特権、留置権等の法令等の定めに基づき発生する担保権（対象会社グループ会社の通常の営業活動の範囲内における、労働補償、雇用保険及びその他の社会保険制度に関連する法令等に基づく担保又は積立の結果から生じる担保権を含む。）及び本貸付契約で特定する保証を除く。）をいう。
9. 既存担保権（本資産管理会社）：本資産管理会社が既存借入金（本資産管理会社）を被担保債権として設定している対象会社株式に係る担保権をいう。
10. 既存融資枠：対象会社グループ会社に関して、第 1 回タームローン貸付実行時点で存在する本関連契約に基づかない借入枠（手形割引枠、電子記録債権の割引枠、当座貸越枠及びコミットメントラインを含むが、本貸付契約で特定するものを除く。）をいう。
11. 希薄化：ある株式の発行会社について、株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、その取得と引換えに当該発行会社の株式を交付することとなる取得請求権付株式又は取得条項付株式に係る取得請求又は取得条項の発動、その他これらに類する請求又は権利の行使等により当該発行会社の株式を交付することとなる証券又は権利（本定義において、以下、「潜在的株式保有権」という。）を発行している場合において、当該潜在的株式保有権の権利者が当該潜在的株式保有権の内容に従って当該発行会社の株式を全て発行された又は全て移転を受けたものと仮定した状態をいう。
12. 許容 ICL 契約：対象会社グループ会社間で本貸付契約締結日時点で既に締結されている金

銭消費貸借契約のうち、本貸付契約に定める要件を充足する内容及び様式の変更契約により変更されたもの（又は文脈によりかかる変更契約）、並びに、(イ)本貸付契約締結日以降対象会社グループ会社間で締結される上記要件を充足する内容及び様式の金銭消費貸借契約及び(ロ)本貸付契約締結日以降借入人を貸主、本資産管理会社を借主として両者の間で締結される上記要件を充足する内容及び様式の金銭消費貸借契約をいう。但し、本貸付契約の締結時点で既に締結されている金銭消費貸借契約については、本スクイーズアウト手続の完了後 1 ヶ月以内に、上記要件を充足する内容及び様式の変更契約により変更されることを条件に、上記変更前の金銭消費貸借契約も許容 ICL 契約に該当する。

13. 金融債務：①短期借入金、②コマーシャルペーパー、③長期借入金（返済期日が本貸付契約の契約締結日から 1 年以内に到来する分も含む。）、④社債（転換社債及び転換社債型新株予約権付社債を含む。）、⑤金利スワップその他のデリバティブ取引（為替予約を含む。）に係る債務、⑥ファクタリングに係る債務、⑦手形割引又は電子記録債権の割引に係る債務、⑧第三者のために行った債務保証又は第三者への保証委託若しくは支払委託に係る債務、⑨リース債務、⑩割賦債務、⑪匿名組合出資、投資事業有限責任組合出資その他の組合出資に係る金銭による出資義務及び⑫その他①乃至⑪までのいずれかと同等の債務をいう。
14. 計算書類等：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表、附属明細書、キャッシュフロー計算書及び事業報告（金融商品取引法に定める財務諸表を含む。）並びにこれらに相当する他の書類（単体・連結を問わず、また会社法に定める計算書類等に限定されない。）をいう。
15. 私的整理手続：中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく手続、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号、その後の改正を含む。）第 2 条に定義される特定認証紛争解決手続、中小企業活性化協議会による再生支援手続、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和 7 年法律第 67 号、その後の改正を含む。）に基づく手続その他私的整理に関する手続をいう。
16. 重要グループ会社：借入人、対象会社、WFC、WFCM 及び和民（中國）有限公司を個別に又は総称していう。
17. 主要経営陣：本経営者及び本貸付契約で特定する人物を個別に又は総称していう。
18. タームローン貸付：タームローン A 貸付、タームローン B 貸付及びタームローン C 貸付を個別に又は総称していう。
19. 第 1 回タームローン貸付：タームローン A 貸付、タームローン B 貸付及びタームローン C 貸付のうち、最初に実行されるものをいう。
20. 第 1 回タームローン貸付実行日：第 1 回タームローン貸付の貸付実行日をいう。
21. 対象会社：ワタミ株式会社をいう。
22. 対象会社グループ会社：借入人、対象会社及び対象会社子会社をいう。
23. 対象会社グループ総体：総体としての対象会社グループ会社をいう。
24. 対象会社子会社：借入人又は対象会社の連結子会社（対象会社を除く。）をいう。

25. 多数貸付人：参加割合（本貸付契約で特定される。）の合計が本貸付契約で特定される割合以上となる、単独又は複数の貸付人をいう。
26. 倒産手続：破産手続、会社更生手続、特別清算、民事再生手続その他これに類する法的倒産手続（日本国外における同様の手続を含む。）をいう。
27. 当初プロジェクション：借入人が作成し貸付人に提出した対象会社グループ会社の連結ベースの事業計画をいう。
28. 反社会的行為：以下の(a)乃至(e)のいずれかに該当する行為をいう。
    (a) 暴力的な要求行為
    (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    (d) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貸付人若しくはエージェントの信用を毀損し、又は貸付人若しくはエージェントの業務を妨害する行為
    (e) その他上記(a)乃至(d)に準ずる行為
29. 反社会的勢力関与者：以下の(a)乃至(n)のいずれかに該当する者をいう。
    (a) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する虞がある団体をいう。以下、本定義において、同じ。）
    (b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下、本定義において、同じ。）
    (c) 暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者
    (d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う虞があるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下、本定義において、同じ。）
    (e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
    (f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う虞があり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
    (g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う虞があり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
    (h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)乃至(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
    (i) その他上記(a)乃至(h)に準ずる者
    (j) 上記(a)乃至(i)に該当する者（本定義において、「暴力団員等」）が経営を支配してい

ると認められる関係を有する者

(k) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

(l) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

(m) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

(n) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

30. 法令等：条約、法律、条例、政令、省令、規則及び告示、裁判所の判決、決定及び命令、仲裁機関の仲裁判断、並びに公的機関の定める一切の規定、判断、措置等（金融商品取引所、金融商品取引業協会及び全国銀行協会の規則及び規定を含むが、これらに限られない。）、通達、行政指導並びに公表された監督指針及びガイドライン、並びに外国におけるこれらに類するものをいう。

31. 本貸付：タームローン貸付並びにその他貸付人及び借入人間で合意される貸付を個別に又は総称していう。

32. 本貸付関連契約：本貸付契約、本担保契約及び本経営者誓約書を個別に又は総称していう。

33. 本貸付契約：本貸付に係る金銭消費貸借契約をいう。

34. 本株式交換：本吸収分割の完了後に、借入人を株式交換完全親会社とし、対象会社を株式交換完全子会社として、借入人の A 種種類株式を対価として行う株式交換（税制適格株式交換）をいう。

35. 本株主間契約（本資産管理会社/本種類株主）：借入人の発行する株式の譲渡、借入人又は対象会社の経営機構及び意思決定に関する事項、その他のガバナンスに関する事項に関して、本資産管理会社及び本種類株主の間で貸付人が合理的に満足する内容及び様式にて締結される株主間契約をいう。

36. 本関連契約：(i)本貸付契約、(ii)第 1 回タームローン貸付実行前に締結すべき本担保契約及び許容 ICL 契約、(iii)本公開買付不応募契約、(iv)本経営者誓約書及び本株主間契約（本資産管理会社/本種類株主）並びに(v)その他本貸付契約で特定される契約を個別に又は総称していう。

37. 本期限の利益喪失事由：本貸付契約に定める期限の利益喪失事由をいう。

38. 本吸収分割：本スクイーズアウト手続の完了後に、本資産管理会社を吸収分割会社とし、借入人を吸収分割承継会社として、本資産管理会社の有する対象会社株式を対象として、借入人の普通株式を対価として行う吸収分割（税制適格会社分割）をいう。

39. 本経営者：渡邉美樹氏をいう。

40. 本経営者誓約書：本経営者による、(i)対象会社グループ会社の経営への継続的関与、及び(ii)競業避止義務に関して貸付人に対して誓約するレターをいう。

41. 本公開買付：借入人が本資産管理会社及び本種類株主の保有する対象会社の普通株式並びに対象会社が保有する自己株式を除く対象会社の普通株式の全ての取得を目的として実施

する公開買付けをいう。

42. 本公開買付開示資料：本公開買付に係る公開買付届出書及び公開買付報告書（これらの訂正に係る届出書及び報告書を含む。）を個別に又は総称していう。
43. 本公開買付不応募契約：(i)本種類株主及び借入人の間の不応募契約書（サントリー株式会社)、並びに(ii)本資産管理会社及び借入人の間の公開買付不応募契約を個別に又は総称していう。
44. 本自己株式取得：本公開買付終了後に、対象会社が DBJ 飲食・宿泊支援ファンドの保有する対象会社のA種優先株式の全部を本A種優先株式投資契約に基づき取得する取引をいう。
45. 本資産管理会社：株式会社乾為天をいう。
46. 本重要契約：対象会社グループ会社が当事者となっている全ての対象会社グループ会社の事業運営上重要な契約として本貸付契約で特定されるものをいう。
47. 本種類株式：本種類株主に発行される種類株式（A 種種類株式）をいう。
48. 本種類株式発行要項：貸付人が合理的に満足する内容及び様式の本種類株式の発行要項をいう。
49. 本種類株主：サントリー株式会社をいう。
50. 本スキーム抵触事由：第 1 回タームローン貸付実行日時点においては、以下の各事由をいう。
    (1) 借入人の設立について無効の訴え又は不存在確認の訴えが係属した場合。
    (2) 金融庁、証券取引等監視委員会、関東財務局又は裁判所が、①本公開買付が違法である旨の判断又は指摘を行った場合、又は②本公開買付が違法である旨の正式な判断をした場合。但し、かかる指摘又は処分について正当に争っている場合を除く。
    (3) 本公開買付に関する対象会社による意見表明に係る意思決定に関して、①行政機関又は金融商品取引所により違法である旨の指摘がなされた場合、又は②行政機関又は金融商品取引所により正式な処分が下された場合。但し、かかる指摘又は処分について正当に争っている場合を除く。
    (4) 本自己株式取得について、関連する取締役会決議又は株主総会決議無効・取消の訴え、不存在確認の訴えが係属した場合。
51. 本スクイーズアウト手続：本公開買付終了後に、会社法に基づき、対象会社の普通株式の併合によって対象会社の株主（借入人、本資産管理会社及び本種類株主を除く。）の保有する株式の数を 1 株に満たない端数とする方法及び/又は当該株式併合について反対する株主が株式買取請求権を行使し、その結果、対象会社が当該反対する株主から対象会社の株式を買い取る方法により、借入人、本資産管理会社及び本種類株主のみを対象会社の株主とする一連の手続をいう。
52. 本スクイーズアウト手続の完了：本スクイーズアウト手続の目的による対象会社の株式併合の効力が発生すること（かかる行為に関連する少数株主に対する金銭の支払（端数株相当分の買取代金の支払及び反対株主による株式買取請求に係る買取代金の支払を含む。）が完了していることを要しない。）をいう。

53. 本ストラクチャー・ダイアグラム：本買収の一連の手続の内容を段階的に記載した取引図をいう。
54. 本潜在的期限の利益喪失事由：時間の経過若しくは通知又はその双方により本期限の利益喪失事由を発生させる事由をいう。
55. 本担保契約：貸付人のために締結される担保契約をいう。
56. 本担保権：本担保契約に従い貸付人のために設定される担保権をいう。
57. 本買収：本公開買付、本自己株式取得、本スクイーズアウト手続、本吸収分割及び本株式交換を通じて本経営者が主体的に実施する一連の MBO（マネジメント・バイアウト）取引をいい、本ストラクチャー・ダイアグラムにストラクチャーの概要が記載されるものをいう。
58. 本ファンズ・フロー・ステートメント：貸付人及びエージェントが合理的に満足する内容及び様式にて本買収の実行に係る一連の資金フローを記載した書類をいう。
59. 本ヘッジ取引：借入人が、米ドル／円の為替相場の変動により生じるタームローン C 貸付のために第一順位の担保権が設定されている米ドル建資産の円貨換算額の減少リスクを回避するため、自ら又は本資産管理会社をしてタームローン C 貸付人が合理的に満足する金融機関との間で実施し又はさせる可能性のある、通貨オプション取引、為替予約取引その他これらに類する取引であって本貸付契約で定める条件を充足するものをいう。
60. 本 A 種優先株式投資契約（DBJ 飲食・宿泊支援ファンド）：対象会社及び DBJ 飲食・宿泊支援ファンドの間で締結された 2021 年 5 月 24 日付株式投資契約をいう。
61. みなし承認規定：株式担保に係る株式について譲渡制限が付されている場合において、当該株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当該株式の発行会社の承認があったものとみなす旨（但し、登記実務上必要な文言の調整を行うことを妨げない。）の規定をいう。
62. 預金口座：預金、貯金その他の名称の如何を問わず、金融機関に開設する預け金に係る口座をいい、MRF を含む。
63. 渡邉家：本経営者、本経営者の 2 親等内の親族及び法定相続人（推定相続人を含む。）をいう。
64. DBJ 飲食・宿泊支援ファンド：DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合をいう。
65. EDINET：金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（金融商品取引法第 27 条の 30 の 2 に規定された開示用電子情報処理組織）（EDINET）をいう。
66. M&A 指針：経済産業省が 2019 年 6 月 28 日付で公表した「公正な M&A の在り方に関する指針」をいう。
67. WFC：WATAMI FAST CASUAL 株式会社をいう。
68. WFCM：WATAMI FAST CASUAL MANAGEMENT 株式会社をいう。

以　上